

(仮称) 勝負平ラインガルテン簡易宿泊施設 基本設計業務
公募型プロポーザル実施要領

令和6年11月
豊丘村

公告日：令和6年11月6日

1 趣旨

この要領は、「(仮称)勝負平ラインガルテン簡易宿泊施設 基本設計業務」を受託する事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の目的

豊丘村では「第6次豊丘村総合振興計画」の基本施策「農業振興の推進」及び「多様なつながりの創出」を実現するため、豊丘村勝負平地区にラインガルテン（以下、「(仮称)勝負平ラインガルテン」という。）を整備し、多様な担い手の確保と遊休農地の解消を図るとともに、関係人口を創出し、移住定住を促進することを計画している。

本業務は、(仮称)勝負平ラインガルテンに建築する簡易宿泊施設に係る基本設計業務であり、民間との連携により技術的能力を活用した効率的かつ効果的な施設とすることを目的とする。

また、本業務の実施にあたり、次の事項に配慮し実施するものとする。

- (1) 本業務の実施にあたっては、本村における「農ある暮らし」や本村の「魅力」を感じることができる良質な施設とする。
- (2) 本業務の計画地である勝負平地区は、農業振興地域内であるため、施設の整備にあたっては、周辺環境と調和したものとする。

3 業務の概要

(1) 業務名

(仮称)勝負平ラインガルテン簡易宿泊施設 基本設計業務

(2) 計画地

- ・北エリア 豊丘村大字河野 2350 番地周辺
- ・南エリア 豊丘村大字河野 2286 番地 1 周辺

(3) 業務内容

本業務は、「2業務の目的」に沿って、次の考え方及び「(仮称)勝負平ラインガルテン簡易宿泊施設 基本設計業務 標準水準書」(以下「水

準書」という。)に基づき、簡易宿泊施設の基本設計を行うものとする。

勝負平地区は河岸段丘の中段地帯にあり、伊那谷を眺望できるパノラマと四季の彩りを感じる風景の中、農業振興地域として果樹を中心とした農業が営まれている。

勝負平地区の農業者や住民が描く、地域農業の将来計画「人・農地プラン（地域計画）」では、農業者の減少、高齢化による遊休農地の増加などの地域課題の解決に向け、クラインガルテン（滞在型市民農園）の設置による農業振興計画が構想された。

これまでに、長野県「県営中山間総合整備事業」により、クラインガルテン計画地へのアクセス道路が整備され、現在は上水道管布設工事及び造成工事が行われている。

本業務は、これらの状況を踏まえたうえで、当該造成地に建築する簡易宿泊施設の基本設計について、提案を受けるものである。なお、当該造成地には簡易宿泊施設を 10 棟建築する予定であるが、全てを同一設計とする予定であるため、本業務においては 1 棟分を基本設計するものとする。

また、令和 7 年度に発注予定の簡易宿泊施設 10 棟及び交流棟（建築面積 100 m²）1 棟に係る実施設計業務及び工事監理業務については、本業務受託者と委託契約する予定である。

（４）履行期間

契約締結日から令和 7 年 1 月 31 日まで

（５）上限額

- ・本業務委託概算額（提案上限額）は 400,000 円（消費税及び地方消費税含む）とする。

（６）建物設計条件

- ・建築物は、建築基準法、消防法の住宅関係法令並びに水準書を全て満たす施設設計であること。
- ・建築物の参考基準価格（提案上限額）は、1 棟 15,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）とする。

4 参加応募資格要件等

応募者は、次の資格要件を満たすものとする。

- (1) 提案書の提出期限までに、令和4・5・6年度豊丘村測量・建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に登録があること。
※豊丘村入札参加資格者名簿の登録は随時受付可能
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (3) 飯田市・下伊那郡内に本店又は営業所を有していること。
- (4) 過去10年間に同種または類似の業務実務実績を有すること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続及び民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 公告の日から受託候補者選定（公表日）までの間に、村又は長野県の指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (9) 国、長野県、村に納めるべき税金等を滞納していないこと。

5 公募型プロポーザル方式による業務受託候補者選定

上記3の業務受託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

本業務を希望する者は、公募型プロポーザルへの参加申込みを行ったうえで、以下により提案されたい。提案内容等について審査を行い、最も優れた提案と認められる者を受託候補者とする。

6 公募型プロポーザルへの参加申込み

公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、「参加表明書（様式1）」

を郵送、持参、ファクシミリ又はメールにより提出すること。(ファクシミリ、メールの場合は、必ず電話等で受信確認すること。)

(1) 提出期限 令和6年11月19日(火)午後3時まで

(2) 提出場所 豊丘村役場産業振興課農政係

(送信先の詳細は15に記載のとおり)

7 応募に関する質問

本実施要領等に関し不明な点がある場合は、「質問書(様式6)」を提出することができる。

(1) 受付期間 令和6年11月11日(月)午後3時まで

(2) 提出方法 ・質問書(様式6)に記入の上、電子メール又はファクシミリで提出すること。電話、来庁等による個別質問は受付しません。

・提案書の審査に係る質問は受付しません。

(3) 送付方法 豊丘村役場産業振興課農政係

(送信先の詳細は15に記載のとおり)

(4) 回答方法 令和6年11月6日(水)から令和6年11月26日(火)まで、全ての回答を豊丘村公式ホームページに掲載することとし、個別に回答しないものとする。なお、回答における再質問は受付しない。

8 提案の方法

本プロポーザルは、本村における「農ある暮らし」や本村の「魅力」を体験できるクラインガルテン簡易宿泊施設を整備するにあたり、そのことを具現化できる能力を持つ事業者を選定するため、本要領並びに要求水準書の記載内容を踏まえ、施設の平面図、立面図等デザインとコスト低減等を提案するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書(表紙/様式4)

イ 企画提案書

①提案書はA3横（片面、カラー印刷可）で3枚以内とし、施設の建築、周辺環境と調和した企画等を提案していただき、趣旨などを簡潔に分かりやすく記載すること。

②計画地は位置図のとおりとし、当該計画地に簡易宿泊施設を10棟建築する予定である。その全てを同一設計とする予定であるため、本業務では1棟分の提案を受けるものとする。

③提案書には以下を記載すること。

- ・基本的な考え方とコンセプト
- ・平面図、立面図ほか必要な図面
- ・1棟当たりの建築工事の概算金額（明細を含む）

ウ 参考見積書（様式5）

（2）提出部数 各5部

（3）提出方法 郵送又は持参によりご提出ください。

（4）提出先 豊丘村役場産業振興課農政係

（提出先の詳細は15に記載のとおり）

（5）提出期限 令和6年11月26日（火）午後5時00分（必着）

9 企画提案書の説明（プレゼンテーション審査の実施）

（1）企画提案された内容について、本村が設置する（仮称）勝負平クラインガルテン基本設計業務 受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、参加者による15分程度のプレゼンテーションを行う。その際に質疑応答も実施する。

（2）（1）のプレゼンテーションは、11月29日午後実施予定である。実施日時及び開始時間等は、参加申込書に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。

（3）プレゼンテーション会場への出席者は3名以内とする。

10 受託候補者の選定

（1）選定方法

契約候補者の選定については、選定委員会において、別紙の評価項

目に基づき総合的に評価して順位付けを行い、1位と採点した委員の人数が最も多い参加者を候補者に決定する。

1位と採点した委員の人数が同一の場合は、評価点の合計が最も高い参加者を契約候補者に決定する。

全てにおいて同一となる場合は、委員会の協議により契約候補者を決定する。次点者についても、同様の方法で決定する。

(2) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、書面及び電子メールで令和6年12月3日(予定)に通知するとともに、豊丘村公式ホームページに掲載する。

11 受託候補者の選定後の手続き

豊丘村財務規則(昭和57年規則第5号)に定める随意契約の手続きに基づき、「10 受託候補者の選定」により選定された者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認した上で、委託契約を締結するものとする。

なお、辞退その他の理由(地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当に該当することとなった場合又は豊丘村から業務委託契約に係る指名停止を受けることとなった場合等)で契約できない場合は、次点の者と上記の手続きを行うものとする。

12 選定・契約・契約スケジュールスケジュール

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年11月6日(水) |
| (2) 質問書の受付期間 | 令和6年11月6日(水)～11日(月) |
| (3) 質問回答の公表期間 | 令和6年11月6日(水)～26日(火) |
| (4) 参加申込書提出期限 | 令和6年11月19日(火) |
| (5) 提案書の提出期限 | 令和6年11月26日(火) |
| (6) プレゼンテーション | 令和6年11月29日(金) 午後 予定 |
| (7) 候補者選定審査 | 令和6年11月29日(金) 午後 予定 |
| (8) 選定結果通知・公表 | 令和6年12月3日(火) 予定 |
| (9) 契約締結 | 令和6年12月上旬 |

13 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 資格要件を満たさない者が書類を提出した場合
- (3) 提出書類が要領に示された条件に適合しない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) その他、村長が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合)

14 その他留意事項

- (1) 参加申込書の提出以降に辞退する場合は、辞退届（A 4 判任意様式）を提出すること。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、すべての参加者の負担とする。
なお、本プロポーザル参加者に対して、1 者当り 2 万円の報償金を支払うものとする。（失格者、辞退者は除く。）
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 現地説明会は開催しない。

なお、独自に現地調査を行う場合は、現地視察前までに事務局に場所、日時をファクシミリ（任意様式）で報告し、近隣住民等に迷惑がかからないよう十分配慮し調査すること。※敷地内に入らない現地調査（道路からの調査）については報告不要。

- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された企画提案書等の著作権は、豊丘村に帰属するものとする。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、豊丘村情報公開条例（平成 11 年 3 月 23 日条例第 7 号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効となった場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。

15 提案書等の提出先、お問合せ先

〒399-3295 長野県下伊那郡豊丘村神稲 3120 番地

豊丘村役場産業振興課農政係

電話：0265-35-9056（直通） ファクシミリ：0265-35-9065

電子メール：nosei@vill.nagano-toyooka.lg.jp

担当：岡田 大原 吉川 中川

※なお、ファクシミリ及びメールでの質問における題名は「(質問) 簡易宿泊施設基本設計業務について」とする。

別紙

(仮称) 勝負平クラインガルテン簡易宿泊施設 基本設計業務
プロポーザル評価基準

【評価項目】

No.	項目	評価事項
1	業務実績	<ul style="list-style-type: none">・ 本業務を実施するにあたり、本業務と同様若しくは類似した実績を有しているか。
2	基本方針	<ul style="list-style-type: none">・ 豊丘村の現状や本業務の目的等を理解した適切な提案となっているか。・ 本業務の実施における基本的な方針（考え方・コンセプト）が優れているか。
3	デザインイメージ	<ul style="list-style-type: none">・ 住宅のデザインやコスト低減について、魅力的な提案となっているか。・ 施設の維持管理が安易であるか。
4	周辺環境との調和	<ul style="list-style-type: none">・ 周辺環境との調和を含む実現性が高く妥当な提案として具体的に示された提案となっているかどうか。
5	参考見積書	<ul style="list-style-type: none">・ 上限額を超えないか。・ 提案内容に対し、根拠のある適正な見積価格が提案されているか。